

(参考資料)

令和 4 年度
取組概要（施策別）

令和 4 年 6 月

三 重 県

《医療保健部抜粋版》

目 次

施策 2－1	地域医療提供体制の確保	1
施策 2－2	感染症対策の推進	5
施策 2－3	介護の基盤整備と人材確保	7
施策 2－4	健康づくりの推進	9
施策 3－4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	11

現状と課題

- ①令和2年度に行った「第7次三重県医療計画」の中間見直しをふまえ、5疾病・5事業および在宅医療の対策等の医療提供体制の構築を進めるとともに、地域医療構想の実現に向け、県内8地域に設置する地域医療構想調整会議において医療機能の分化・連携に係る検討を進めています。今般の新型コロナウイルス感染症が地域の医療提供体制に与えた影響をふまえた上で、取組を進めていく必要があります。
- ②若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加していますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、依然として不足している状況にあり、また、地域偏在等の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ③看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、需給推計では依然として不足が見込まれており、特に訪問看護等在宅医療を担う看護職員や、新型コロナウイルス感染症に対応する専門的な看護師が不足していることから、引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、不足する領域の看護師の確保を図る必要があります。
- ④「第7次三重県医療計画」に基づき、脳卒中や心筋梗塞等への対策として、発症予防や急性期における医療体制の構築などを進めています。循環器病対策基本法をふまえ策定した「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、循環器病対策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ⑤「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診や医療機関への受診を控える傾向が見られることから、がん検診の受診や医療機関への早期受診を促す必要があります。
- ⑥国民健康保険の財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担っており、市町ごとの納付金の額の決定や、各市町への保険給付費等交付金の交付等を通じて、財政運営の安定化に努めました。制度の持続可能性を高めるため、引き続き各市町とともに保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。
- ⑦子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。

- ⑧救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う輸液などの特定行為を円滑に行うための講習、通信指令員に係る救急教育を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組んでいます。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。
- ⑨新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各県立病院において、引き続き同感染症に係る専用病床の確保や検査などに対応しながら、診療機能を維持していく必要があります。
- ⑩県立こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての取組を、県立一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成の取組を、県立志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。今後も、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院運営を行っていく必要があります。

令和4年度取組方向

医療保健部

- ①地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築をめざして、新型コロナウイルス感染症に係る対応等をふまえ、「第7次三重県医療計画」における目標の達成に向けた取組を進めるとともに、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等を通じて、医療機関の機能分化や連携に係る協議を進めます。
- ②医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保と偏在の解消に取り組みます。
- ③看護職員の確保・定着を図るため、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターにおける潜在看護職員の復職支援などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成や感染管理認定看護師の養成に取り組みます。
- ④脳卒中や心筋梗塞等の循環器病対策を進めるため、令和3年度に策定した「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療および福祉に係るサービス提供体制の充実、対策を推進するための基盤整備など、総合的かつ計画的に取組を推進します。
- ⑤がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」における3つの柱である「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。とりわけ、がんの早期発見・早期治療の観点から、市町や医療機関等と連携して、がん検診の受診や医療機関への受診が遅れないよう、さらなる受診勧奨等に努めていきます。

- ⑥国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業実施に努めるとともに、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しつつ、保険者努力支援制度等を活用し、医療費適正化や収納率向上等の取組を促進します。
- ⑦子ども・一人親家庭等・障がい者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、市町が実施する医療費助成事業を引き続き支援します。

防災対策部

- ⑧救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組めます。

病院事業庁

- ⑨新型コロナウイルス感染症による今後の影響が見通せない中、それぞれの県立病院において、引き続き徹底した感染対策を講じながら診療機能を維持するとともに、同感染症にかかる専用病床の確保や検査、ワクチン接種など、県立病院としての必要な役割を関係機関と連携しながら果たしていきます。
- ⑩県立こころの医療センターにおいては、本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療のほか訪問看護やデイケア等の地域生活支援、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供に取り組めます。県立一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携に取り組めます。県立志摩病院においては、志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携しながら地域の医療ニーズをふまえた診療機能の充実に向けて取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者への健康フォローアップ等にも対応しています。また、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、市町等と連携し、円滑なワクチン接種の推進に取り組んでいます。今後も新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視するとともに、感染状況に応じた的確な対策を講じていく必要があります。
- ②季節性インフルエンザやノロウイルスなど感染症全般に係る予防や拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行っています。引き続き、感染症発生動向調査システム等を活用し、感染症発生情報の収集・解析を行った上で、関係機関や県民への情報提供を行う必要があります。
- ③HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症の検査を実施するとともに、相談体制の充実に取り組んでいます。感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。

令和4年度の実行方向

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、引き続き、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者への健康フォローアップ等にも対応してまいります。また、検査需要に対応できるよう、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、ワクチン接種について、今後の状況を見据えつつ、市町等と連携し円滑に進めてまいります。
- ②県民一人ひとりが感染症の予防や拡大防止に関する理解を深め、適切な行動がとれるよう、正しい知識の啓発や流行状況に応じた情報発信等を行います。
- ③HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症について、検査や検診の受診を促し、早期発見と適切な治療につなげるため、相談体制の充実に取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①施設サービスを必要とする方の増加が見込まれることから、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査を行っています。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行う必要があります。
- ②介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる参入促進のための取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援、「介護助手」の導入に向けた支援を行っています。引き続き、介護人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。
- ③介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ソフト、タブレット端末などのICTや介護ロボットの導入を支援するとともに、介護支援専門員の各種研修を実施し資質向上を図っています。引き続き、これらの取組を実施し、介護サービスの質の向上や人材の確保を図る必要があります。
- ④地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築の支援等を行っています。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を進め、認知症の予防や早期診察、診断後の支援等に取り組む必要があります。

令和4年度取組方向

- ①施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行います。
- ②介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者や外国人材の参入促進に取り組めます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入支援や「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発等、介護人材の参入と定着促進に向けた取組を進めます。
- ③介護サービスの一層の充実を図るため、介護現場の生産性向上に資する介護ロボットやICTの導入促進に取り組むとともに、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施します。
- ④認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に施策を推進するため、認知症サポーターの養成やチームオレンジの構築を支援するとともに、認知症の予防や早期診療、診断後の支援等に取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ① 県民の主体的な健康づくりを推進するため「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施するとともに、企業における健康経営の取組を推進するため「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣が変化し、心身等への影響が生じる一方で、健康への関心が高まり、健康づくりに取り組む県民の皆さんが増加しているこの機を捉え、社会全体で健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ② 「三重の健康づくり基本計画」に基づき、企業、関係機関・団体、市町と連携して、健康的な食生活に関する啓発や「健康づくり応援の店」の登録を行っています。また、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響等について情報発信を行うとともに、「たばこの煙の無いお店」の認定に取り組んでいます。適正な生活習慣の定着に向け、引き続き取組を推進していく必要があります。
- ③ 令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っています。引き続き、関係機関・団体、市町等と連携して、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを計画的に推進する必要があります。

令和4年度の実行方針

- ① コロナ禍において健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図るとともに、新しい生活様式にも対応した個人の主体的な健康づくりや企業の健康経営を推進します。
- ② さまざまな主体との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の重要性について広く県民に啓発を行います。また、受動喫煙防止に係る事業所等からの相談に応じるとともに、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、県民に情報発信を行います。
- ③ 県民の皆さんの歯科口腔保健の保持増進を図るため、関係機関・団体、市町等と連携し、各ライフステージに応じた対策や医科歯科連携による疾病対策等に取り組めます。

【主担当部局：医療保健部】

現状と課題

- ①一般社団法人三重県食品衛生協会等の関係団体と連携し、食品事業者に対して改正食品衛生法の周知等を行っています。全ての食品事業者が新たな許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理に対応できるよう、引き続き支援を行う必要があります。
- ②食の安全・安心の確保に向け、農林水産物の生産から流通に至る監視指導とともに、関係事業者における意識の醸成等に取り組んでいます。今後とも、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上、消費者と食品関連事業者の相互理解を図る必要があります。また、卸売市場や食肉処理施設における衛生管理の適正化を進める必要があります。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査を実施するとともに、県民の皆さんへの医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ④薬剤師・薬局は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っていることから、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬剤師・薬局等を支援しています。引き続き、在宅医療への薬剤師・薬局の参画に係る取組や多職種連携、復職・転職の支援等により薬剤師の確保を進める必要があります。
- ⑤ボランティア団体や関係機関等と連携して、献血意識の向上に取り組むとともに、骨髄移植しやすい環境づくり等に取り組んでいます。将来にわたり献血や骨髄移植に対する協力者を確保するため、引き続き、特に若年層に対する啓発に取り組む必要があります。
- ⑥三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、殺処分数ゼロに向けた譲渡事業や動物愛護教室による普及啓発活動、災害時の動物救護に係る体制整備等を行っています。「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、引き続き取組を推進する必要があります。
- ⑦年度ごとに策定する「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会、ボランティア団体等と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、立入検査、再乱用防止に取り組んでいます。引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

令和4年度の取組方向

医療保健部

- ①食品事業者において、改正食品衛生法に基づく新たな許可・届出制度への対応が適切にできるよう周知・支援を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用できるよう食品事業者自らが行う衛生管理計画の作成・運用について支援を行います。

- ②医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の品質管理に関する技能向上を図るとともに、県民の皆さんに対して医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- ③在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬局・薬剤師を支援するとともに、復職・転職の支援など薬剤師の確保を進めます。
- ④安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組みます。
- ⑤三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等さまざまな主体との協創により、殺処分ゼロに向けた取組を進めるとともに、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等の危機管理対応の取組を進めます。
- ⑥薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組みます。

農林水産部

- ⑦食の安全・安心に関し、食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、消費者との相互理解の醸成に取り組みます。また、畜産物の安定供給に向け、食肉処理施設の経営安定を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組みます。